

公募型見積合せ実施のお知らせ

このことについて、下記のとおり公募型見積合せを行いますので、参加される方は条件を確認の上、見積書を提出してください。

令和7年7月7日

1 見積内容

- (1) 件名 : 令和7年度 ピアザ淡海物件調書作成業務委託（総価契約/総額取り）
- (2) 業務内容：ピアザ淡海における土地および建物の物件調書の作成（詳細は仕様書による。）
- (3) 履行期限：令和7年9月26日
- (4) 契約期間：契約締結の日 ～ 令和7年9月26日
- (5) 履行場所：ピアザ淡海（大津市におの浜一丁目1-20）

2 参加条件

- (1) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。なお、新たに登録しようとするものは、次に示す場所等で資格審査の申請を行うこと。

滋賀県物品・役務電子調達システム

または 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

- (2) 滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (3) 競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されていること。

ア 営業種目

- 大分類： 役務
- 中分類： 諸サービス
- 小分類： 不動産鑑定

イ 地域要件

・県内事業者：

本店のみ、営業所（委任先のみ）、営業所（すべて）

大津（大津市）

南部（草津市、守山市、栗東市、野洲市）

甲賀（甲賀市、湖南市）

東近江（近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町）

湖東（彦根市、愛荘町、甲良町、多賀町、豊郷町）

湖北（長浜市、米原市）

高島（高島市）

・準県内事業者：

本店のみ、営業所（委任先のみ）、営業所（すべて）

大津（大津市）

南部（草津市、守山市、栗東市、野洲市）

甲賀（甲賀市、湖南市）
東近江（近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町）
湖東（彦根市、愛荘町、甲良町、多賀町、豊郷町）
湖北（長浜市、米原市）
高島（高島市）

ウ 優先的条件

なし

（４）次のいずれにも該当しないこと。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下この号において「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- イ 法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
- エ 役員等（見積合せに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
- オ 見積合せに参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
- カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

３ 説明会の日時および場所

行わない

４ 見積書提出の締切日時および場所等

（１）見積書提出締切日時

令和７年７月２５日 １２時００分

（２）開封の日時および場所等

令和７年７月２５日 １４時００分

滋賀県総務部総務事務・厚生課共済係 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

（３）見積書の提出方法

持参もしくは郵送

郵送の場合は、簡易書留等で当課への到着日時が確認できる方法で行うこと。

５ 契約書作成の要否

不要

６ 支払条件

（１）前金払い

行わない

（２）部分払い

行わない

７ 同等品による見積り

役務案件のため、留意事項等として別に示す場合を除き、同等品は受け付けない。

8 質問受付の日時 行わない

9 採用者の決定

- (1) 予算の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積りをしたものを採用者とする。
- (2) 採用者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、見積者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。採用者は、総額により決定する。
- (3) 採用となるべき同価の見積りをした者が2人以上あるときは、くじにて採用者を決定する。なお、採用となるべき同価の見積りをした者は、くじを辞退することができない。
- (4) 落札者は、原則として落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

10 再度の見積合せ

- (1) 開札の結果、予算の範囲内で見積りがない場合、直ちに再度の見積合せを行うことがある。
- (2) 失格となった者または無効の見積りをした者は、再度の見積合せに参加することができない。

11 見積りの無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 見積合せに参加する者に必要な資格のない者のした見積り
- (2) 見積書提出者またはその代理人が同一事項の見積合せに対し、2以上の意思表示をした見積り
- (3) 談合その他不正の行為があったと認められる見積り
- (4) 見積書記載の金額および氏名ならびに押印その他見積り要件の記載が確認できない見積り
ただし、見積書に発行者（発行者が法人の場合は、発行責任者および担当者）の氏名および連絡先（電話番号）を記載することにより押印を省略することができる。
- (5) 見積書記載の金額を加除訂正した見積り
- (6) 虚偽の申請等を行った者のした見積り
- (7) 滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中の者のした見積り
- (8) その他見積りに関する条件に違反した見積り

12 その他

- (1) 一度提出した見積書は、これを書き換え、引き換え、または撤回することができない。
- (2) 入札参加停止措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (3) 見積書提出者またはその代理人が本見積合せに関して要した費用については、全て当該見積書提出者またはその代理人が負担するものとする。
- (4) 天変地異その他やむを得ない理由があるときまたは見積合せの執行者が見積合せの公正な

執行に支障があると認めた場合は、これを延期し、または取りやめる。この場合における損害は、見積書提出者またはその代理人が負担するものとする。

- (5) 物品納入時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めること。
- (6) その他本件執行については、地方自治法、地方自治法施行令および滋賀県財務規則ならびに滋賀県物品買入れ等の入札執行要領に定めるところによる。
- (7) 不当介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに執行者に報告するものとする。
- (8) その他見積合せの執行者が指示する事項を遵守すること。

1 3 特記事項

- (1) 現場確認を希望される場合は事前にご連絡ください。